

議案第58号

大阪広域水道企業団規約の一部変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、大阪広域水道企業団規約を変更することに関して次のとおり他の関係地方公共団体と協議することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成27年12月7日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約（平成 22 年 11 月 2 日許可）の一部を次のように変更する。

第 2 条中「別表」を「別表第 1」に改める。

第 3 条第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 別表第 2 に掲げる地方公共団体に係る水道事業の経営に関する事務

第 5 条第 1 項中「30 人」を「33 人」に改める。

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 3 条関係）

四條畷市、太子町、千早赤阪村

附 則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。